



後期高齢者医療の健康診査について

令和6年度

大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)では、健康診査(以下「健診」という。)を実施しています。

健診では糖尿病や高血圧症等の生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え（フレイル）等のチェックもできますので、現在生活習慣病で通院されている方も、積極的に受診してください。

受診のしかた

受診期間：受診券到着後～令和7年3月31日

※受診は年度中1回のみ

無料！

1

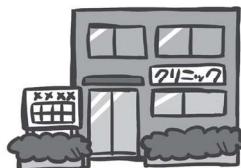
健診を実施している医療機関を選ぶ

受診券に同封している「健康診査(医科)実施登録医療機関リスト」または「広域連合ホームページ」をご確認ください。

実施登録医療機関



※お住まいの市区町村以外の大阪府内の
実施登録医療機関でも受診可能です。



※集団健診を実施している市町村もあります。
詳細は市区町村へお問い合わせください。

2

実施登録医療機関に (電話などで)事前に申し込む



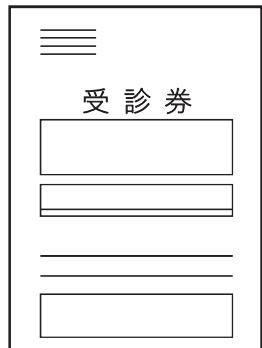
問い合わせして
おくと安心！

3

健診を受けに行く

＜当日の持ち物＞

- ①後期高齢者医療 被保険者証
- ②(同封の) 受診券



※健診の詳細は次ページをご確認ください。

健診項目

基本的な 項 目 (全ての項目を 受診してください)	◎質問票(フレイルチェック) ◎理学的検査(身体診察) ◎身体計測(身長、体重、BMI) ◎血圧測定 ◎検尿(尿糖、尿蛋白) ◎血液検査 <ul style="list-style-type: none">・脂質 (中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール*)・血糖 (血糖値、HbA1c)・肝機能 (AST (GOT)、ALT (GPT)、γ-GT (γ-GTP))・腎機能 (血清クレアチニン、eGFR、血清尿酸)
詳細な健診の 項 目	健康診査を実施した医師が必要と認めた場合に実施されます。 ◎心電図 ◎眼底検査 ◎貧血検査(赤血球、血色素量、ヘマトクリット値)

* LDLコレステロールは一定の条件の場合、Non-HDLコレステロールの測定に代わることがあります。

健診受診時の注意について

- 1 血液検査の結果に影響がありますので、午前中の健診は健診前10時間以上、水以外はとらないでください。午後の健診では朝食は早めに済ませ、健診まで水以外はとらないでください。いつも飲んでいるお薬がある場合は、主治医と相談のうえ、その指示に従ってください。
- 2 健診でなんらかの傷病が見つかり、その傷病の治療が行われた場合は、治療にかかる費用の一部負担金が必要となります。
- 3 健診結果の説明方法は実施機関によって異なりますので、受診された実施機関にお問い合わせください。
- 4 受診券をなくしてしまった場合、健診を受けることができません。受診券の再発行の手続きをおとりください。受診券の再発行を含む健診に関するお問い合わせは、お住まいの市区町村担当窓口(後期高齢者医療担当)または広域連合までご連絡ください。
- 5 被保険者の資格がなくなったとき、または区外・市外へ住所を変わられたときは、受診券は使用できません。すみやかに市区町村担当窓口または広域連合へお返しいただくか、ご自身で破棄してください。
- 6 同一年度中に人間ドックを受診された場合、健診を受診する必要はありません。



個人情報の取り扱いについて

- 1 健診に関する個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。また、実施登録医療機関は、同法を遵守し、受診者のプライバシー情報を守ることが義務付けられています。
- 2 高齢者の医療の確保に関する法律第125条の3に基づき、被保険者の健康増進のために、必要に応じて本健診情報をお住まいの市町村に提供します。また、本健診の結果をもとに、広域連合やお住まいの市区町村から、健康情報の提供や保健事業のご案内をさせていただく場合があります。

<健康コラム>

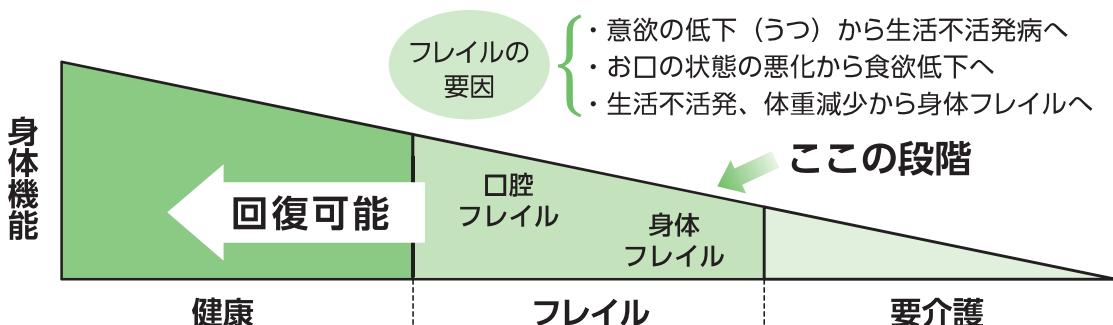
健診とフレイル予防

フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間地点と言われています。

フレイルは、単に身体的に弱った状態だけを指すのではなく、心の状態（うつ等）や認知機能の低下、閉じこもりなど社会性の低下なども指します。

しかし、適切な予防をすることで心と体の機能を取り戻すことができる時期もあります。

加齢



後期高齢者の質問票（抜粋）

- お茶や汁物等でむせることがありますか
- 6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか
- 以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか
- この1年間に転んだことがありますか
-

健診では、後期高齢者の質問票を用いて、フレイル状態になっていないかをチェックします。

フレイルの早期発見を行い、
介護予防に活用しましょう。

いつまでも元気で
自立して暮らすために、
『今年も忘れず、
健診を受けましょう』

